

議案第 120 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 25 日提出

多可町長 吉田一四

記

1 契約の目的 中コミュニティプラザ解体その他工事

2 契約の金額 変更前 163,680,000 円  
(うち消費税 14,880,000 円)  
変更後 187,440,000 円  
(うち消費税 17,040,000 円)

3 契約の相手方 兵庫県多可郡多可町加美区箸荷 554 番地  
株式会社イマナカ  
代表取締役 今中 健夫